

(続紙 1)

京都大学	博士 (地域研究)	氏名	渡邊 駿
論文題目	現代アラブ君主制国家群におけるガバナンスと社会 —ヨルダン・ハーシム王国を事例として—		
(論文内容の要旨)			
<p>本論文は、中東地域研究における重要な研究課題である現代国家のあり方とガバナンスの実態について、8つあるアラブ君主制国家を1つの重要な「群」と指定して取り上げ、特にヨルダン・ハーシム王国を事例として考察をおこなったものである。</p> <p>第1章では、現代アラビア君主制について、正統性とガバナンスの観点から理論的な考察をおこなっている。現在の政治学において「君主制」は順次消滅するものとして想定されており、研究対象として正面から取り扱われていない。そのことを批判的に考察するとともに、現在でもアラブ諸国の3分の1が君主制国家であり、しかも民主主義国家において儀礼的な役割にとどまっている西欧の君主制とは異なり、いずれも実効性を持っていることから、研究の必要性が高いことを明らかにしている。</p> <p>第2章では、ヨルダンについて、先行研究レビューをおこない、さらにトランスヨルダン首長国期 (1920～1946年) からヨルダン王国となった1946年から1980年までの歴史的展開を検討して、ガバナンスや国家資源の分配という観点から、ヨルダンが君主国家としてどのように形成されてきたかを明らかにしている。</p> <p>第3章では、ヨルダンの体制中枢において、国王によってどのようなエリートが任命されてきたかを、具体的に検証している。特に、首相と王宮府長官に着目し、1921年から現在までを5期に分け、それぞれの時代においてどのようなエリートがこの2つの要職に任命され、どの程度の期間在任したかを、出身地域・学歴等の要素を加味して定量的に調査した上で、その政治的な意義を分析している。王室出身者の登用がきわめて限られていること、いわゆる名望家からの登用はおおむね第3期 (1970～89年) をピークに減少していること、さらに1999年の王位継承 (フサイン国王から現アブドゥッラー2世国王へ) 以降、新自由主義的な改革がおこなわれ、民間部門での職歴を持つエリートが厚遇されているといった傾向が明らかにされている。</p> <p>第4章では、現代ヨルダンのガバナンスにおいて議会が果たしている役割が検討されている。ヨルダン川西岸地区は1948年以降ヨルダンの領土の一部であったが、1988年に西岸地区を法的・行政的に分離し、それにともなう政治危機が1980年代末から顕著になった。そのため、議会の改革、選挙法改正などが展開され、西岸地区を分離したヨルダン人アイデンティティの形成とともに、議会がガバナンスの重要な経路となったことが明確となった。</p> <p>第5章では、1999年に即位したアブドゥッラー2世が改革イニシアティブを主導し、新自由主義的な政策を推進する中で、国王と議会の対立が顕著となった公職年金法改正問</p>			

題を検討し、その政治過程を分析している。そこでは、国王が改革の推進によって正統性を強めようとする、その改革によって既得権益を脅かされるエリート層との間に摩擦が生じる「介入のジレンマ」に陥っていることが明確となった。

結論では、以上のような研究の成果を総括している。まず、アラブ君主制国家群が実効性を持つ君主制による統治という点や、いずれも国家を通じた資源分配による支配と国民による正統性の承認を基礎としている点で共通性を持っていることが明らかとなり、次に本論文の主要な事例とであるヨルダン・ハーシム王国が、産油国とは異なる資源の限定性を有する中で、現代国家として君主制を維持してきた過程をガバナンスの観点から解明したと結論づけられている。

(論文審査の結果の要旨)

中東・北アフリカ地域は、比較政治学・国際政治学の観点から見て、他地域と異なる特性を持つ地域として論じられることが多い。その重要な要素の1つとして、西欧的な立憲君主制の類型に当てはまらない実効性を有する君主制が8つの国で支配を続けている事実がある。しかし、実効的な支配体制として君主制がこれだけ存在するにもかかわらず、従来の政治学では君主制はすでに過ぎ去りゆく存在として、民主主義体制または権威主義体制の下位に位置づけられ、ほとんど等閑視されてきた。本論文執筆者はそれらの国々を「アラブ君主制国家群」と命名して、理論的・実証的な研究対象とした。

君主制は、統治王家の歴史性などの経路依存性が高く、いったん体制が崩壊するとそれを復活することはむずかしい。そのため、必然的に消滅するわけではないが、次第に減少していくと想定される。中東における君主制国家の趨勢は、存続・変容・廃絶のいずれの局面でも地域政治に大きな影響を及ぼすものであり、その研究は大きな意義を有する。それらの君主制国家群に着目した本研究は、1つのブレークスルーをなしている。

本論文の意義として、以下の4点が挙げられる。

第1に、現代的な政治研究の1領域としてアラブ君主制国家群を措定し、中東・イスラーム地域に固有な歴史性を持ち、統治形態やガバナンスの実態においても独自性を示している君主制の国々を、グローバルな比較の観点から理論的に取り扱っていることは、中東政治研究においてきわめて大きな貢献をなすものである。

第2に、ヨルダン・ハーシム王国を事例として、王権、支配エリート、議会などの実態および国王とこれらのエリートとの関係を実証的に研究したことは、事例研究として大きな意義を持つものである。これまでのアラブ君主制の研究では、湾岸のアラブ産油国が主たる研究対象で、豊富な地下資源に由来する富を分配して国民の支持を取り付ける「レンティア国家」論などがしきりと援用されてきたが、それはしばしば過度の単純化を伴ってきた。ヨルダンという非産油国を事例として、王家出身者ではない支配エリートの実態を解明することで、各国のガバナンスの内実を分析する方法を示したことは大きな成果と言える。

第3に、年金改革法案をめぐる国王と議会（両院）との対立と複雑な交渉過程を明らかにすることによって、アラブ君主制国家における議会の実態について、優れた理論的な視座と実証的な事例を示したことが高く評価される。これまでの研究では、アラブ君主制国家が議会を導入することは民主化プロセスの一環として理解されており、そこでは暗黙裏にやがて立憲君主制へと移行することが想定されてきた。しかし、立憲体制や複数政党制を認めた議会制度という点で他の君主制国家よりも進んでいると考えられるヨルダンの事例を通じて、実態がそのような単純な想定と合致しないことが明確となっ

た。本論文の知見に照らせば、議会の役割は君主制のガバナンスのあり方を補強するものであって、決して民主主義への漸進過程ではないことが判然とする。

第4に、アラビア語運用能力を生かして、アラビア語の一次資料、研究文献、臨地研究などを組み合わせて、ヨルダン政治の実態解明に寄与したことが高く評価される。アラブ諸国の政治はアラビア語の言語的特性と長い歴史性を持つ独自の語彙・言説を多用する傾向を持ち、君主制国家の正統化過程においてもそれが強く感じられる。そのような地域の固有性に迫る研究姿勢が優れた成果につながっている。

以上のように本論文は、中東地域研究、比較政治学、国際政治学、イスラーム政治研究などを総合して、原典研究と臨地研究に基づいて大きな成果をあげた優れた研究である。また、ヨルダン研究、湾岸研究にも大きく寄与するものである。

よって、本論文は博士（地域研究）の学位論文として価値あるものと認める。また、平成30年1月29日、論文内容とそれに関連した事項について試問した結果、合格と認めた。

なお、本論文は、京都大学学位規程第14条第2項に該当するものと判断し、公表に際しては、当該論文の全文に代えてその内容を要約したものとすることを認める。